# 化学肥料の低減を進める取組を支援します

# 化学肥料低減定着対策事業 のお知らせ

肥料価格高騰対策事業の一環として、農業者の皆様の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた「地域の取組」を支援する国(農林水産省)の事業です。

支援内容

※令和5年6月以降の取組が対象

## 【堆肥等の利用拡大支援】

	P10-(1	
取組内容	堆肥の販売散布を行う事業者が、伊佐市内の農業者を相手方に堆肥等散布の契約をした場合、料金の一部を支援する。 【取組要件】 ・国内で発生する動植物質を原料とする堆肥 等 ・令和6年2月末までに、堆肥の散布が完了すること ・事業者は対象農業者に支援金の振込を行い、その内容を協議会に報告すること 等	
交付対象者	肥料法第22条に規定する届出を行い、堆肥散布を行う事業者	
交付単価	堆肥等の運送費、散布費の1/2に相当する額以内(上限4,000円/t)	
申請書・計画 書の他に 必要な書類	・肥料法第22条に規定する届出を行っていることを示す書類 ・堆肥等の原料が国内資源であることを証明する書類 ・堆肥散布の価格設定を証明する書類 ・堆肥等の散布を契約した又は契約することがわかる書類(注文書、契約書等) ・通帳 等	

## 【国内資源活用肥料の利用拡大支援】

取組内容	①肥料の販売を行う事業者が、堆肥や汚泥など国内資源を活用したペレットなど粒状に成形された肥料(以下「対象肥料」という。)を伊佐市内の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。 ②伊佐市内の農業者が、①の事業者以外から対象肥料を購入した場合、その購入量に応じて、購入額の一部を支援する。 【取組要件】 ・令和6年1月末日までに納品するもの・事業者が交付対象者となる場合は、対象農業者に支援金の振込を行い、その内容を協議会に報告すること
交付対象者	①対象肥料の販売を行う事業者 ②対象肥料を購入する農業者(①以外から購入した対象肥料のみ対象)
交付単価	200円以内/20kg
申請書・計画 書の他に 必要な書類	・原料が国内資源であることを証明する書類 ・対象肥料の小売価格を令和5年7月12日までの間に設定したことが証明できる書類 ・対象肥料の製造業者の名称所在がわかる書類 ・対象肥料の契約が確認できる書類(注文書、契約書等) ・通帳 等

# 留意事項【農業者の方へ】

- ・他の国等の事業の交付を受けている取組については、支援の対象にはなりません。
- ・交付対象者が農業者の場合、実績報告の際は、購入が確認できる書類等 別途必要な書類があります。

## 留意事項【事業者の方へ】

- ・本事業に係る振込手数料等、事務費は事業の対象にはなりません。
- ・実績報告の際は、販売が確認できる書類等別途必要な書類があります。

## 申請期限

# 令和6年1月31日(水)

問い合わせ及び提出先 伊佐市農業再生協議会事務局(農政課内) 26-1365